



下水道の早期接続のお願い

問 上下水道課 ☎ 24-2222 内線 178

◆下水道への接続のお願い

下水道は、下呂市の美しい水環境の保全やまちづくりに欠かせない施設です。下水道の整備は、世代間で負担し支え合いながら長期間にわたって実施することで、水環境の保全とまちづくりを一緒に担うとても大切な事業です。下水道が整備された区域にお住まいの全ての人に、下水道へ接続していただくことにより、その効果はより発揮されます。それぞれご事情はあると思いますが、下水道の趣旨をご理解いただき、早期に接続をしていただきますようお願いいたします。

◆下水道が果たす役割

家庭から出た生活排水を微生物の働きにより、元のきれいな水にして戻すことが下水道の役割です。そのためには、より多くの家庭の生活排水を下水道へ接続することが大切です。

◆水洗トイレで快適生活

下水道が使用できるようになった区域は、3年以内に「くみ取り式トイレ」を「水洗トイレ」に換えなければなりません。また、トイレの排水のみ処理が可能な“単独浄化槽”は、お風呂や台所の生活排水がそのまま河川へ流れてしまい、水質悪化の原因となります。単独浄化槽をお使いのご家庭も下水道への接続をお願いします。

◆接続工事は工事指定店で

下水道へ接続するための排水設備工事は、「下呂市排水設備工事指定店」へ依頼してください。工事指定店では技術・知識・実績を持った排水設備工事責任技術者がいますので、安心して工事を任せられます。

◆下水道未整備区域では

合併処理浄化槽の補助金を交付

下水道の整備がされていない区域で、住宅や事業所の建物に合併処理浄化槽を設置する場合に補助金を交付します。補助金の額は、浄化槽の種類と大きさ（人槽）や用途（住宅・事業所）によって異なります。



ガソリン（混合ガソリンを含む）を携行缶で購入される皆さんへ

問 予防課 ☎ 25-6188

令和元年7月18日に京都府で発生したガソリンを使った放火事件では、多数の死傷者が出ました。

この事件を受けて、法が改正されガソリンを携行缶で購入する場合は、購入者に「本人確認（運転免許証の提示など）」や「使用目的の確認」を行い、販売記録を作成することが令和2年2月1日より義務付けられます。

このため、ガソリンスタンドの従業員が、購入者のお名前や使用目的などをお尋ねしますので、ご理解とご協力をお願いします。



◆ガソリンを取り扱うときの注意事項

- ①ガソリンは、灯油用ポリ容器などに入れることはできません。
- ②ガソリン携行缶に貼られている注意事項に留意して、取り扱ってください。
- ③セルフスタンドにおいても、ガソリンの容器への詰め替えは、ガソリンスタンドの従業員が行う必要があります。（購入者が危険物取扱者免許を持っていても、自分で携行缶に注油することはできません）

灯油用ポリ容器



⚠ 噴出注意

- ・周囲の安全を確認
- ・高温の場所禁止
- ・フタを開ける前に、①エンジン停止 ②エア抜きをする

◆ガソリン（混合ガソリンを含む）を貯蔵または取り扱う携行缶について

ガソリンは金属製容器で貯蔵し取り扱うよう消防法で定められています。ガソリン携行缶は、危険物保安技術協会（KHK）の「試験確認済証」が貼付してあるものを推奨します。



災害義援金受付状況のご報告（令和元年12月31日現在）

義援金名	金額
令和元年台風第19号災害義援金	509,615 円
令和元年台風第15号千葉県災害義援金	281,564 円
令和元年8月豪雨災害義援金	85,054 円
平成30年7月豪雨義援金（複数県）	12,744 円
平成30年北海道胆振東部地震災害義援金	9,608 円
東日本大震災義援金	6,228 円
合計	904,813 円

※皆さんから寄せられた義援金は、日本赤十字社岐阜県支部を通じて被災地に届けられます。

皆様のご理解、ご協力に対し、厚くお礼申し上げます。

【問合せ先】
社会福祉課
☎ 52-3936



知的・精神障がい者 交通費助成のご案内

問 社会福祉課 ☎ 52-3936 内線 605

知的・精神障がい者の通所、通勤および障がい起因する通院（精神障がい者のみ）にかかる交通費を助成します。

◆**対象者** 市内に居住する在宅の人で、療育手帳をお持ちの人（知的障がい者1人に対し付添人1人）または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人。

※所得制限があります。

◆助成対象期間

令和元年11月～令和2年2月分

◆持ち物

- ①交付申請書
- ②通所等証明書（通院の場合は医療機関の診療明細書でも可）
- ③印鑑
- ④交通機関の領収書
- ⑤口座番号の分かるもの（新規の人）

◆**申請期限** 3月16日(月)

◆**提出先** 社会福祉課（星雲会館内）または各地域振興事務所障がい福祉係



人工透析療養者 通院交通費助成のご案内

問 社会福祉課 ☎ 52-3936 内線 605



人工透析療養を受けるために医療機関へ通院された人に対して、交通費を助成します。

◆**対象者** 市内に居住し、じん臓機能障がいによる身体障害者手帳所持者で人工透析療法を受けている人。

◆助成対象期間

令和元年12月～令和2年2月通院分

◆持ち物

- ①交付申請書
- ②医療機関の通院証明書または診療明細書
- ③福祉医療費（重度）受給者証（新規の人・更新後初めて申請される人）
- ④印鑑
- ⑤口座番号の分かるもの（新規の人）

◆**申請期限** 3月16日(月)

◆**提出先** 社会福祉課（星雲会館内）または各地域振興事務所障がい福祉係



国民健康保険の異動手続きをお忘れなく

問 市民課 ☎ 24-2222 内線 120～125

75歳未満の人で次のような場合、国民健康保険の異動手続きが必要です。市民課または最寄りの振興事務所（下呂地域を除く）で手続きしてください。

- ・職場が変わるなどして、保険証のない人
 - ・他の市区町村から転入して、保険証のない人
 - ・子どもが生まれたとき（職場の健康保険に加入している人を除く）
 - ・職場の健康保険に加入したとき
 - ・下呂市を転出するとき
 - ・国民健康保険に加入している人が死亡したとき
- 手続きには必要なものがありますので、市民課までお問い合わせください。



令和元年度下呂市景観賞を募集します

問 建築課 ☎ 53-2010 内線 121

下呂市のかげがいのない景観を守り育てるとともに、この地にふさわしい新たな景観を創り、次世代へと引き継いでいくことを目的として、良好な景観形成に寄与していると認められる建築物、屋外広告物などの所有者、設計者、施工者などを「下呂市景観賞」として表彰するものです。

◆応募基準

道路やその他の公共の場所から容易に望見することができ、下呂市内の建築物、屋外広告物などでその外観が次の①～⑤までの要件を1つ以上満たし、かつ、⑥の要件を満たすもの。ただし、平成29年4月1日以降に工事などが完了しているもの。

- ①周辺の街・里・森・川との調和がとれているもの。
- ②地域の伝統、文化を継承しているもの。
- ③木材を活用しているもの。
- ④将来に向けてのまちづくりを先導し、新たな景観を創造するもの。
- ⑤ひとびとに安らぎや潤い、まちに賑わいや活力をもたらすもの。
- ⑥法的手続きが必要な物件については、手続きが全て完了しているもの。

◆**応募対象** 新築、増築、改築、修景工事を行った物件で次の部門とします。

- ①建築物の部
- ②屋外広告の部

◆**応募方法** 自薦、他薦は問いません。所定の応募用紙に必要事項を記入し、カラー写真2枚（近景および遠景）・位置図を添えて応募してください。

◆**応募先** 下呂市役所建設部建築課
〒509-2506 下呂市萩原町羽根 2605 番地 1

◆**応募期間** 2月3日(月)～28日(金)

◆**選考方法** 景観審議会において、書類審査または現地審査により選考します。

◆**表彰** 審査の結果、特に優れている建築物、屋外広告物などの所有者、設計者、施工者などに対して表彰を行います。

◆**その他** 提出された書類などは返却しません。

※審査の過程で細部資料など、別途必要な書類の提出を求める場合があります。
※記入された個人情報下呂市景観賞関連にのみ使用し、他の目的には利用しません。

※応募用紙は市ホームページからダウンロードいただくか建築課までお問い合わせください。